

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年9月16日

【会社名】 株式会社栃木銀行

【英訳名】 THE TOCHIGI BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 黒本淳之介

【最高財務責任者の役職氏名】

【本店の所在の場所】 栃木県宇都宮市西2丁目1番18号

【縦覧に供する場所】 株式会社栃木銀行東京支店
(東京都台東区三筋1丁目1番1号)

株式会社栃木銀行大宮支店
(埼玉県さいたま市大宮区上小町482番1)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注)東京支店は金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のために縦覧に供するものであります。

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取 黒本 淳之介は、当行の第118期第1四半期（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）の四半期報告書の訂正報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。